

四日市市告示第494号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定により三重県収用委員会から同法に基づく裁決申請書及びその添付書類の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。

なお、土地所有者及び関係人並びに損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は、縦覧期間中に同法第43条の規定により、三重県収用委員会（三重県総務部法務・文書課内）に意見書を提出することができる。

平成27年12月11日

四日市市長 田中 俊行

1 起業者の名称

愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 宮池 克人

2 事業の種類

高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（新四日市ジャンクションから亀山西ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在 三重県四日市市中野町地内

字	地番	地目	
		公簿	現況
一色	876番1	山林	山林
猪ヶ鼻	504番4	山林	山林

4 縦覧場所 四日市市役所 都市整備部 都市計画課

5 縦覧期間 告示の日から平成27年12月25日まで
(土・日曜日、祝日を除く)